

広島市民間建築物耐震診断補助制度 ～平成 29 年度 募集案内～

1. 目的

平成28年4月に策定した「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」に基づき、市内にある一定の要件を満たす民間建築物を対象とした「広島市民間建築物耐震診断補助制度」（平成21年5月創設）を継続します。

本制度により、これらの建築物について耐震診断費用の一部を補助し、建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 補助の内容

補助の対象建築物及び補助額などは次のとおりです。

(1) 補助対象建築物

市内にある民間建築物で次の①または②の建築物

① 緊急輸送道路沿道の建築物

次の要件の全てに該当するもの

ア. 昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法による検査済証の交付を受けたものなど

イ. 病院、事務所、ホテルなどの多数の者が利用する用途のもの

（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の第14条第1号の規定による用途）

ウ. 上記イの用途に供する部分の延べ面積が1,000㎡以上（幼稚園、保育所は500㎡以上）で地上階数が3階以上（小・中学校、幼稚園、保育所、福祉施設は2階以上、一般公共の用に供される体育館は1階以上）のもの

エ. 敷地が広島市地域防災計画で指定された第1次及び第2次緊急輸送道路に接しているもので、地震時の倒壊により、この道路の通行を妨げるおそれのあるもの

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時に円滑な緊急輸送を目的に「広島市地域防災計画」で指定された道路です。〔「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」において路線名を掲載しています。市ホームページに掲載していますので、次の順にお進みいただきご覧ください。〕

「広島市トップ」－「産業・雇用・ビジネス」－「建築」－「維持保全・管理」－「耐震性の向上」

② 上記①に該当しない建築物

上記①の要件のうち、エを除く、アからウの全ての要件に該当するもの

(2) 補助額及び補助件数

| | 補助対象建築物 | 補助額 | 補助件数 |
|---|--------------|---------------------|------|
| ① | 緊急輸送道路沿道の建築物 | 補助対象経費の2/3かつ200万円以内 | 1件程度 |
| ② | ①以外の建築物 | 補助対象経費の2/3かつ100万円以内 | 4件程度 |

※補助対象経費は、耐震診断に要する経費ですが、床面積に応じ一定の基準により算出される上限額を設けていますので、ご注意ください。詳しくは市ホームページに掲載していますので、次の順にお進みいただきご覧ください。

「広島市トップ」－「産業・雇用・ビジネス」－「建築」－「維持保全・管理」－「耐震性の向上」

3. 申込内容等

(1) 申込期間

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の第14条第1号の規定による用途に応じ、次に掲げる期間（※ ただし、年度内の事業完了が見込めるものに限りです。）

平成29年5月10日（水）から平成29年10月31日（火）まで

(2) 申込方法

広島市民間建築物耐震診断補助金交付申請書に記入のうえ、必要添付書類と併せて下記の申込先へ持参してください。

※ 申請書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、下記申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局指導部建築指導課

(4) 交付決定

補助金交付決定については、補助金交付申請書受理後、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、予算の範囲内で先着順とします。

4. その他

- 補助金交付申請書の提出にあたり、あらかじめ当課と協議を行い、申請に係る必要事項などについて確認してください。
- 補助金の交付決定後に、耐震診断事業に着手してください。
- 「広島市民間建築物耐震診断補助制度」（補助金交付申請書等の様式を含む）、「広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）」については、市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。
「広島市トップ」－「産業・雇用・ビジネス」－「建築」－「維持保全・管理」－「耐震性の向上」